

第18号



編集責任者 青柳翔太郎

郵政産業  
ユニオン

浦安

2013年 9月 1日

発行 郵政産業労働者ユニオン浦安支部

HP <http://piwu-urayasu.jp>

Mail [otegami@piwu-urayasu.jp](mailto:otegami@piwu-urayasu.jp)

# 販売手当不払い3年2ヶ月間分を精算支給

	①不払い期間	②精算期間
EXPACK500 [2003.10~]	誤支給は発覚から5年を限度に遡る	
レターパック 350/500 [2010.4~]	局側は「2010.4より手当の支給基準が変わった」としたが、それ以前の規程は再度確認中 [2008.7~2010.3]	
レターパック プラス/ライト [2012.5~]	手当の一部が不払いとなっていた期間 [2010.4~2013.6]	
	2013.7からは正しく支給	

①会社が認めた販売手当の不払い期間  
 一集(浦安) ⇒2010年4月から2013年6月まで  
 二集・三集(行徳)⇒2012年9月から2013年6月まで

②精算期間と精算日  
 2012年7月から2013年6月の1年間  
 ⇒8月23日の給与で精算済  
 2010年4月から2012年6月の2年2ヶ月間  
 ⇒9月24日の給与で精算

レターパック販売手当支給を求める窓口  
 「行徳支店時代と同じやり方で販売したレターパックの手当が浦安に来てからつかない」「レターパックプラスを1日600枚弱販売して本来なら9千円程度つくはずが、月で150円しかつかない」などといった相談が組合に寄せられ、郵政産業ユニオンは5月30日に確認と職場窓口開催の申し入れました。

6月5日の第1回目窓口で浦安局側は「調査中・支社に確認中」を主たる回答(浦安支部ニュース14号に掲載)としました。この調査・確認の部分について8月20日(13時~13時20分)に第2回目窓口を行いましたので要旨を掲載します。

精算は22年4月から遡って精算  
 局側はレターパック販売時に提出する用紙(携行販売交付調書)の「新規・継続」の欄で、「新規」に○を付けていた社員に支給していたこれまでの手当の支給方法の誤りについて認めました。

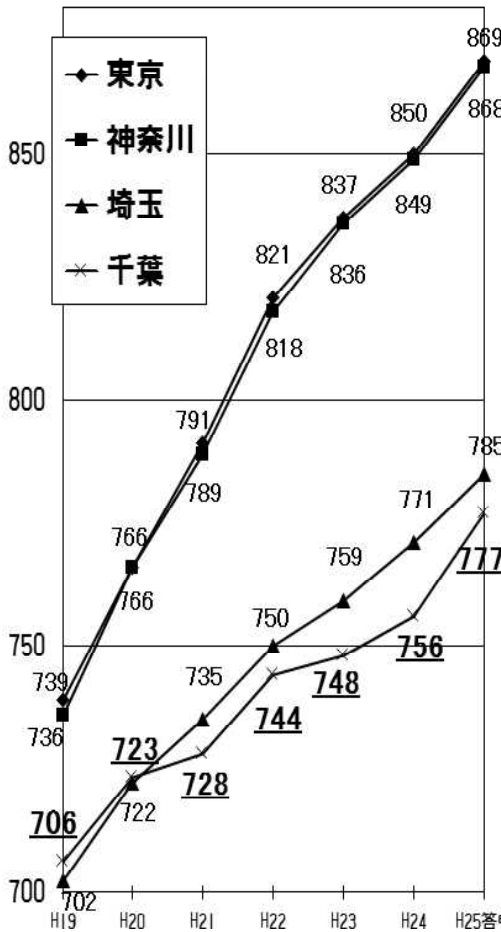
本来の支給基準について「組合の言うように売ったものに対して手当を支払う(プラス15円・ライト10円)ことに間違いは無い」とした上で、「『店外切手類等授受簿』を元に遡っての精算が出来る」。「平成22年4月から手当の支給が変わっている」として、今年6月から平成22年4月までを8月分(1年間)と9月分給与で全て精算(追給)する予定としました。



支給項目	金額	精算
基本給	174,000	
扶養手当		
調整手当	10,440	
管理職手当		
管理職手当加算		
通勤手当	1,850	
住居手当		
早出勤務	3,850	
郵便営業手当		400
配達能率向上手当	3,570	
外務業務精通手当	5,100	
外務業務手当	19,620	

組合は、「平成22年3月以前の規程ではエクスパックの販売手当を支払わなくて良いのか。規程について明らかにせよ」と要求。局側は「再度支社に確認する」と回答。  
 精算の対象人数については局側は「個人情報に関わるので言えない。」とし、他の手当についても正当に支給されているかについては「他の手当についても確認している。いまのところは問題なし。」と回答しました。

**精算されていますか?** レターパック販売手当の精算は正社員は「郵便営業手当」、ゆうメイトは「特殊勤務手当(給与所得)」の「精算」の欄でされています。2012年7月分から1年分は8月23日の給与で精算済ですが、2万円弱精算された社員もいる一方、「つかなければならない分が未だに精算されていない」という社員もあり、組合でも対応しています。確認をお願いします。



# 2013最低賃金答申

最低賃金1000円以上 全国一律再賃制度確立を

**今年の時給20円上がります!**  
 今年も最低賃金の答申額が1都3県で出揃いました。千葉県は21円引き上げの時給777円で、21年ぶりの20円超引き上げ、3年ぶりの二桁引き上げ。  
 東京都は19円引き上げの時給869円となり、千葉県との再賃格差は94円差から92円差となり2円縮まりました。  
 郵政において再賃引上げは賃上げに繋がります。09年10月以降採用のゆうメイトの基本給下限額は、地域別再賃額(10円未満端数切上げ)+加算20円+外務はA地域130円・B地域80円加算となっており、答申通りに発効(10月中旬の見込み)されれば、この額は浦安局内務で780円から800円、外務で910円から930円と20円の実質ベースアップとなります。

区分	賃率	時間	対象事業	適用地域
郵便物の区分	パート労働者/ 870円~960円	1)05:30~09:30 /他/毎週	複合サービス事業のうち郵便局	中央線及び総武線(快速含む)(代々木~小岩) 東京都江戸川区
郵便物の区分(仕付作業)	パート労働者/ 870円~870円	1)07:00~09:00 /日他/毎週	複合サービス事業のうち郵便局	神奈川県愛甲郡愛川町
区分け作業員(早番)	パート労働者/ 780円~780円	1)06:30~08:30 /他/毎週	運輸業、郵便業のうち郵便業(信書便事業を含む)	千葉県我孫子市

同じ区分作業でも東京・神奈川と千葉では90円の格差がある。

**職場のBLACKをあいりだせ!**  
**ゆうメイト交流会II**  
 9/29(日)午後1:30~  
 秋葉原・和泉橋区民館  
 (JR秋葉原駅北口徒歩3分 秋葉原3分 和泉橋3分)

**ゆうメイト交流会II**  
 9月29日(日)午後1:30~  
 場所・和泉橋区民館  
 (秋葉原原和通口徒歩2分)

NPO法人  
**郵政非正規センターゆい首都圏**  
 HP:<http://www.usay-npo.org/>  
 連絡先:千代田区外神田6-15-14  
 外神田ストーク502郵政共同センター内  
 tel:03-3837-5791  
 mail:usay-cut@nifty.com

